

## 札幌保健医療大学内部質保証推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）学則第2条及び本学大学院学則第3条及び本学内部質保証の方針に基づき設置する内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は本学の内部質保証推進に関する次の事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 教育研究等の諸活動に係る点検・評価・改善に関すること
- (2) 内部質保証に係る方針・体制・手続に関すること
- (3) 基本計画及び毎年度の実施計画等の点検・評価に関すること
- (4) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること
- (5) 第三者評価（認証評価、外部評価）に関すること
- (6) その他内部質保証に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 学科長
- (8) 法人本部長
- (9) 大学事務局長
- (10) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分2以上の出席をもって成立する。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(下部組織)

第7条 委員会は、必要に応じて下部組織として専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関することは別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、2023年10月1日から施行する。
2. 札幌保健医療大学大学評価委員会規程（平成29年4月1日施行）及び札幌保健医療大学自己点検・評価委員会規程（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、2024年8月1日から施行する。